

8. 実施計画

本計画において定めた方法や方針を具体化するため、実施すべき施策の内容を整理し、計画付けました。計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10か年とし、それを前期と後期とに区分し、実施していくものです。

なお、本計画は必要に応じて都度修正・改訂することで、環境等の変化に適正かつ柔軟に対応していきます。

区分・施策		2025年度	前期：5か年 (2026～2030年度)			後期：5か年 (2031～2035年度)		
計画	保存活用計画	策定						見直し
	整備基本計画							整備事業の検討
保存管理	巡回による現状確認		――	――	――	――	――	
	日常的な維持管理		――	――	――	――	――	
	修繕等の適切な維持補修		――	――	――	――	――	
	現状変更案件の確実な執行		――	――	――	――	――	
活用	縄文文化学習の推進							
	地域における防災施設としての活用		――	――	――	――	――	
	デジタルコンテンツの活用促進・環境整備		――	――	――	――	――	
	誘客の促進、インバウンド対応の強化		――	――	――	――	――	
	周遊・観光ルートの創出		――	――	――	――	――	
	体験型プログラムの創出		――	――	――	――	――	
	交流事業の推進、交流人口の増大		――	――	――	――	――	
	他業種および市民等との連携		――	――	――	――	――	
	紙媒体やSNSによる情報発信の強化		――	――	――	――	――	
調査・研究	発掘調査の計画立案、実施の検討							――
	大学や研究機関等との連携							――
	過去の出土資料の再整理や分析							――
	調査・研究成果の公開		――	――	――	――	――	
整備	受入環境・体制の拡充							検討
	遺構検出エリアの新規整備							検討
	既存施設の更新						モニタリング	検討
	デジタルコンテンツの拡充							検討
	自然環境の維持および改善		――	――	――	――	――	
運営・体制	管理運営体制の充実		――	――	――	――	――	
	庁内関係部局との連携体制の強化		――	――	――	――	――	
	地域住民と連携、保護意識の醸成		――	――	――	――	――	
	市民や活動団体との協働、体制の継続		――	――	――	――	――	

[――― 重点的に実施 / ――― 継続して実施]

史跡垣ノ島遺跡保存活用計画 概要版

令和8(2026)年3月31日発行

発行：函館市教育委員会生涯学習部文化財課
〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号
E-mail: bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp / TEL: 0138-21-3472



史跡垣ノ島遺跡保存活用計画 概要版



令和8(2026)年3月
函館市教育委員会

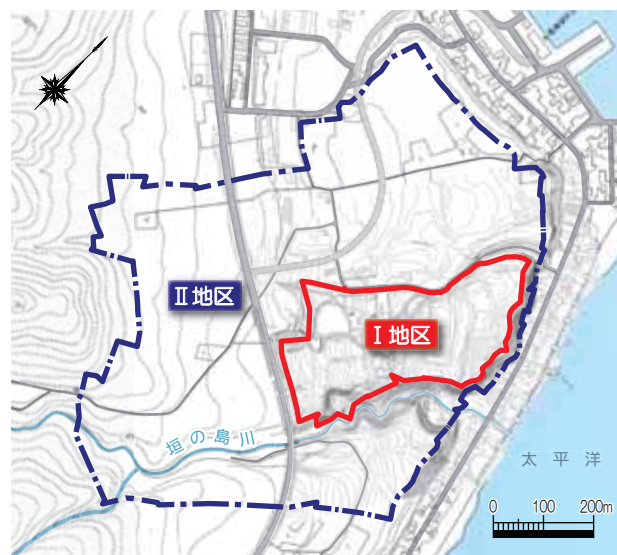
1. 計画策定の目的

史跡垣ノ島遺跡を国民共有の財産として将来にわたり確実に保存していくため、史跡を取り巻く環境や歴史および現状を整理し、史跡の本質的価値と構成要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱基準、整備および整備後の維持管理、活用等の基本的な考え方について取りまとめることを目的に、保存活用計画を策定しました。

2. 計画の対象範囲

史跡指定地の地形や周辺の土地利用の状況に基づき、本計画の対象とする範囲を次の2つに区分しました。

- I 地区：史跡指定地を対象とした範囲
- II 地区：史跡指定地周辺の埋蔵文化財および景観等の保護を目的とした、史跡を取り囲む範囲



計画の対象範囲

3. 史跡の概要

- 名称：垣ノ島遺跡（かきのしまいせき）
- 所在地：北海道函館市臼尻町
- 指定年月日：平成23年2月7日
- 指定面積：92,757.49㎡
- 発掘調査の成果：本史跡は、縄文時代早期前半から後期後半（約9,000～3,000年前）の約6,000年間という長期にわたる定住を示す集落跡です。これまでの発掘調査により、竪穴建物跡80軒以上、墓や貯蔵穴などの土坑800基以上、大規模な盛り土遺構、配石遺構を検出し、遺物は土器・石器など合わせて約20万点が出土しました。史跡指定後の第二次調査では、概ね良好に残存する盛り土部上面の地形を把握できました。盛り土遺構の長さが約190mと大規模なものであることや、駒ヶ岳a火山灰が厚く堆積する地点や表土直下に盛り土層が見られる地点など、縄文時代以降の様相を確認することができ、盛り土部上面の地形復元や後世の土地利用状況など、整備に向け多くの情報が得られました。加えて、第三次調査では史跡南東部において配石遺構や土坑墓を検出するなど新たな知見が得られました。

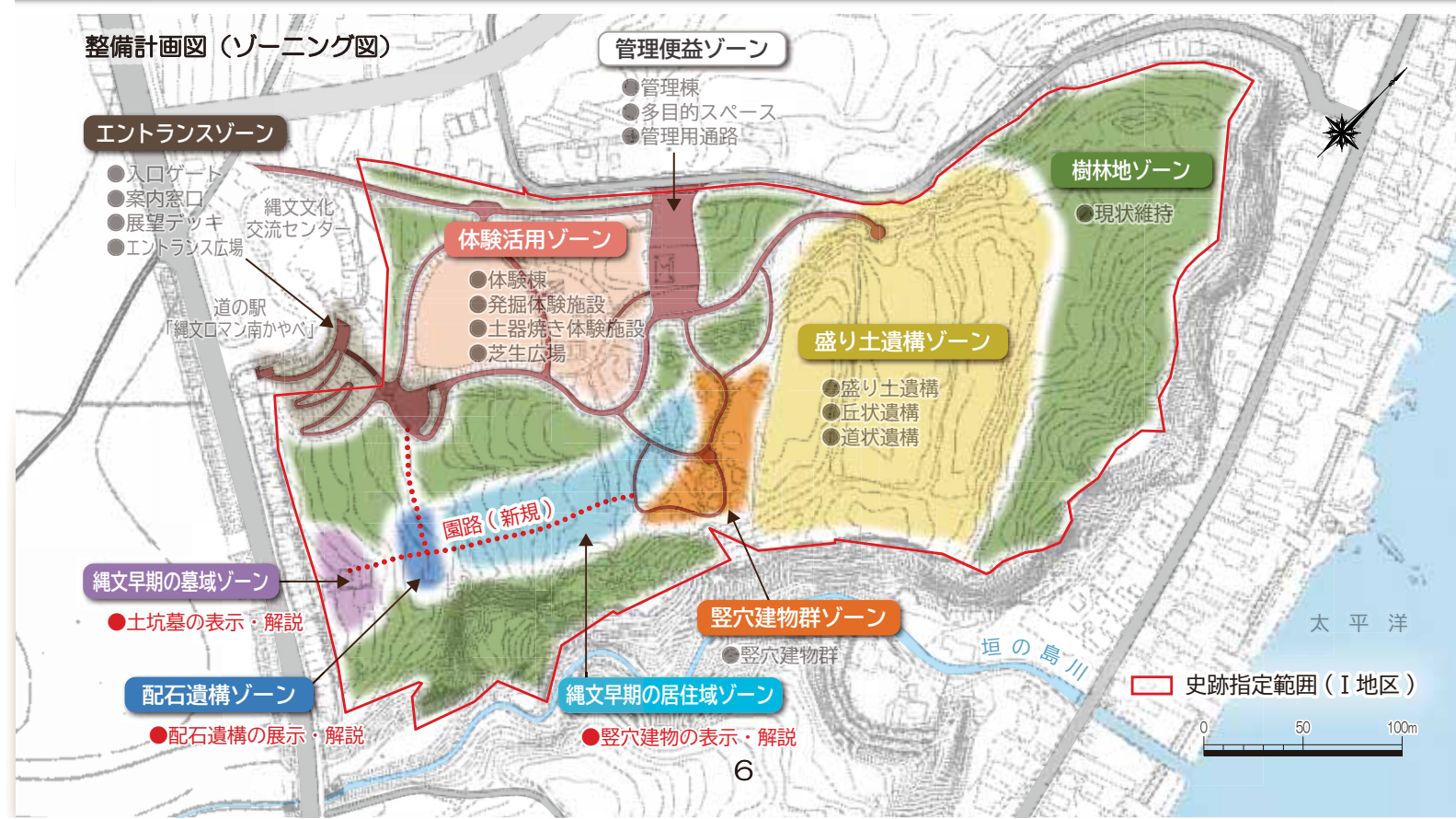


◆調査・研究

- 史跡の価値や魅力の向上・深化のため、調査・研究を継続的に実施します。
- 調査・研究体制として、本市が直接実施することに加え、大学や研究機関等の外部団体との連携や市民との協働を図ります。
- 地形や植生、生態系といった自然科学をはじめとした関連分野においても、調査・研究を推進し、総合的な史跡の詳細把握および価値の向上を目指します。など

◆運営・体制

- I地区の保存管理は、所有者・管理者である市教委が実施します。
- 通常の維持管理や案内・解説等の来訪者対応を含む管理運営業務全般は、市教委の指導・監督のもとに、指定管理者が実施します。
- II地区の保存管理は、市教委と庁内関連部局が中心となり、土地所有者や土地利用者と連携し調整を図りながら実施します。など



◆活用

- 史跡来訪者や管理運営者のみならず、地域住民、学校・商工関係者や行政など、史跡に関わるあらゆる人を含めて多角的な視点で史跡を位置付け、一年を通じて活用を図ります。
- 自然と共生し定住しながら精緻で複雑な精神文化を持った縄文時代という歴史認識を共有するとともに、「縄文のこころ」が現代にも受け継がれていることを実感してもらえる取組を行うことにより、地域のアイデンティティの創出に努め、郷土を想う心を育むことを目指します。
- 本地域が縄文時代から広域の文化圏を形成し地域間の交流が盛んであったことを踏まえ、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産等の関係自治体との連携による縄文文化をテーマとした地域間交流や異文化交流のほか、隣接する道の駅と連動したまちづくり拠点としての空間の創出など、様々な交流活動の推進を図ります。 など

1975 発見(垣ノ島遺跡として登録)一般分布調査による集落跡を

2000 緊急発掘調査を実施

2000~2003 国道278号尾札部道路部分の

2003~2009 発掘調査(各期の集落を確認)

2003 第一大規模な「コ」の字状の(大規模な「コ」の字状の)第一次調査を実施

2009 盛り土遺構を確認

2009 発掘調査(小丘部)

2009 名称を「垣ノ島遺跡」に変更

2011 国の史跡に指定

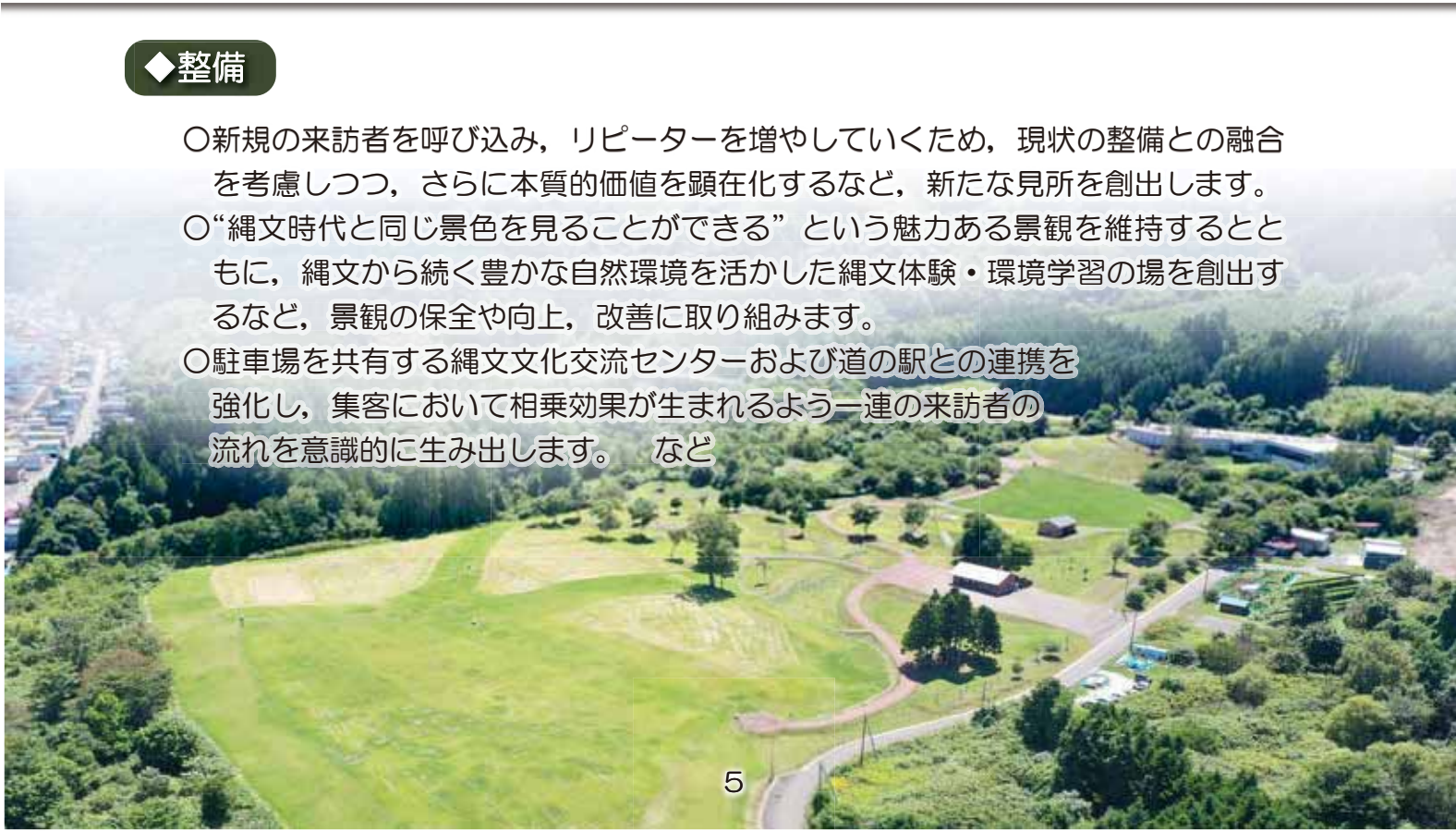
2011 道の駅「縄文ロマン南かやハ」縄文文化交流センター・OPEN

2012 「保存管理計画」の策定

2013 史跡指定地の公有化

◆整備

- 新規の来訪者を呼び込み、リピーターを増やしていくため、現状の整備との融合を考慮しつつ、さらに本質的価値を顕在化するなど、新たな見所を創出します。
- “縄文時代と同じ景色を見ることができる”という魅力ある景観を維持するとともに、縄文から続く豊かな自然環境を活かした縄文体験・環境学習の場を創出するなど、景観の保全や向上、改善に取り組みます。
- 駐車場を共有する縄文文化交流センターおよび道の駅との連携を強化し、集客において相乗効果が生まれるよう一連の来訪者の流れを意識的に生み出します。 など



4. 史跡の本質的価値

本史跡においては、平成23(2011)年の史跡指定時の指定説明文や、これまでの発掘調査で得られた成果を踏まえ、本質的価値を次の3点に整理しました。

縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたる集落変遷と定住を示す拠点集落

- 縄文早期前半から後期後半(約9,000~3,000年前)の約6,000年間にわたる集落の選地や変遷および土地利用の様相を明確に捉えることができます。
- 縄文早期後半期において、竪穴建物からなる「居住域」と土坑墓からなる「墓域」が形成され、日常と非日常の空間が分離した、集落における機能分化のはじまりを示します。



墓域や盛り土遺構、特殊土器など縄文各期における精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物

- 足形付土版、盛り土遺構や青竜刀形石器・石棒などの儀礼具、配石遺構やヒスイ製装飾品・漆製品などの関連遺物、住居廃棄儀礼に関する漆塗り注口土器・香炉形土器といった特殊土器など、集落が営まれた各期において当時の高い精神性や社会性を示す貴重な遺構や遺物が数多く存在します。
- 盛り土遺構は国内最大級の規模で、当時の精神性を示す大規模な記念物であり、さらには保存状態が良好で、現在も視覚的に明瞭に確認することができます。



集落を支えた豊かな自然とヒトとの関わりや周辺地域との交流を示す出土遺物と地勢

- 縄文早期後半期の漁網用の石錘は、本地域において早い段階から漁具を用いた漁労が活発に行われるなど、海洋環境への適応を示します。
- 縄文前期前半に発生した駒ヶ岳の大噴火に伴い、一時期は生活の痕跡が途絶えたが、前期後半には生態系が再生し、集落の形成や盛り土遺構の萌芽が見られるなど、ヒトと自然災害との関わりを顕著に示します。

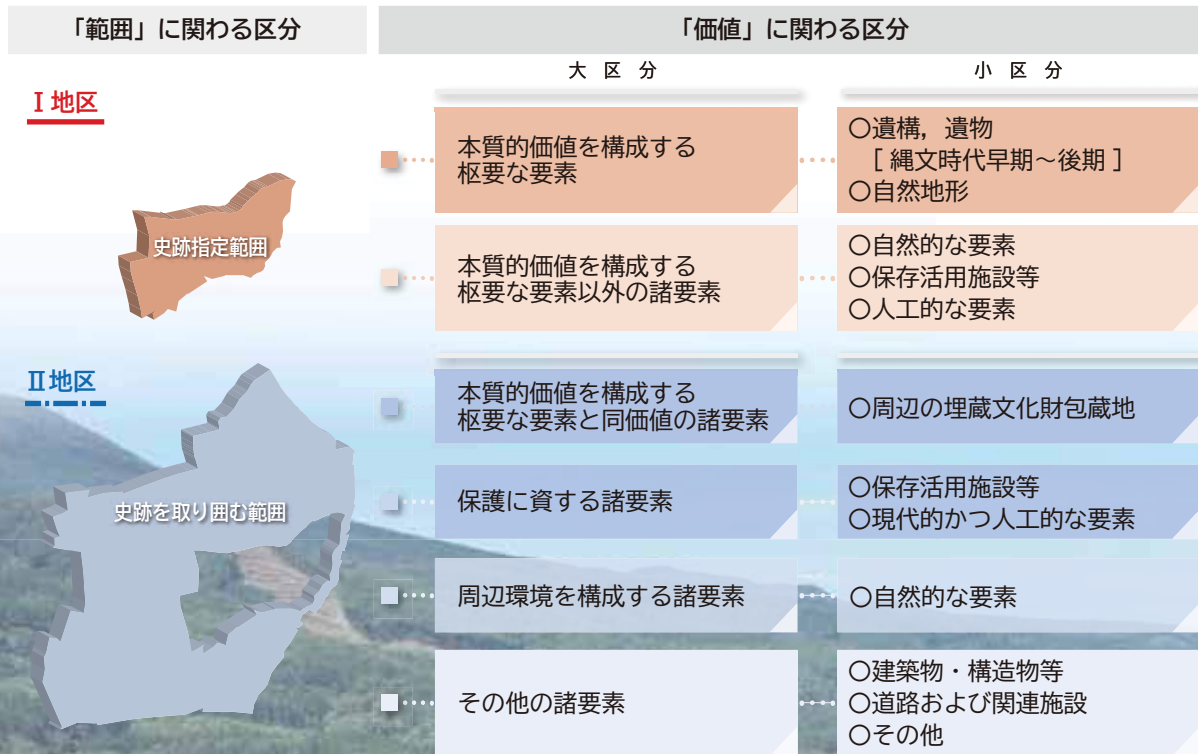


以上を踏まえ、史跡垣ノ島遺跡の本質的価値を、以下のように明示します。

北海道南部の太平洋沿岸に面した、縄文時代早期前半から後期後半にかけての長期間にわたり営まれ、居住域と墓域の分離や大規模な盛り土遺構、墓に副葬された足形付土版など、高い精神性や社会性を示す多様な遺構と遺物を有する拠点的な集落跡

5. 史跡の構成要素

本史跡の本質的価値を明確化するため、範囲と価値に区分し、構成要素を特定しました。



6. 大綱（基本方針）

本史跡の本質的価値や特色を確実に未来に継承するとともに、現状と課題を踏まえながら、計画的かつ実効性のある保存・活用および整備を進めていきます。

そのために、本史跡に関わる様々な関係者・団体が共有する史跡の保存活用の基本方針を、史跡の本質的価値を踏まえながら、次のように設定しました。

- 史跡の本質的価値の確実な保存と価値の顕在化
～縄文時代の人々が残した証を保存し、その価値を正しくわかりやすく伝え、さらに高める～
- 長期にわたる定住を支えた環境の保全と保存活用体制の充実
～縄文の背景にある環境を守り、周辺景観との調和を図りながら、未来へ継承し維持し続ける～
- 縄文文化でつながるひとづくり、まちづくり拠点の形成
～多様な人々の交流や学びの場となる地域の拠点づくり・空間創出をめざす～

縄文が育んだ「世界の宝」の魅力や価値を、多様な人々と交流しながら、守り、活かし、発信し、新たな価値を創造する。

7. 保存活用に係る基本方針

◆保存管理

- 史跡の管理にあたっては、史跡の本質的価値を踏まえ、構成する諸要素を明確化したうえで、文化財保護法や景観法等の関係法令に基づき、各要素の適切な保存管理を図ります。
- 地下に埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図り、調査研究、保存、整備に資するために必要に応じて実施する発掘調査については、最小限にとどめるなど配慮します。
- 体験広場や園路等の公開・活用施設および管理棟等の管理・便益施設について、見学者の安全に留意して保全や日常の維持管理を行います。
- I地区およびII地区において、行政機関による既存の法令による保護はもとより、土地所有者や土地利用者、関係団体等へ理解と協力を求めながら、適切な埋蔵文化財の保護および良好な景観形成に努めます。

～現状変更等の取扱い～

史跡指定地内では、史跡を守るため、文化財保護法において土地利用が制限されており、現状維持が基本となります。

史跡の保存管理や整備、公開活用や防災等に資すると認められる行為以外の現状変更は、原則として認めません。

本史跡では、発掘調査により検出された遺構の集中度に応じてI a地区とI b地区に区分し、厳格に管理しています。

現状変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化庁長官もしくは函館市教育委員会教育長に申請し、許可を得る必要があります。

いずれの場合も、行為の検討または計画段階で函館市教育委員会生涯学習部文化財課へ事前に協議するよう求めることとしています。



現状変更の取扱いにおける地区区分